

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

「風しんの追加的対策」における請求・支払い事務等について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、これまで、風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった方（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性）を対象とする「風しんの追加的対策」については、実施医療機関からの委託料の請求・支払い事務を都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）との集合契約により対応してきました。この度、当該事業が令和 7 年 3 月末で終了することに伴い、集合契約による請求・支払い事務は令和 7 年 3 月 10 日までに国保連に到達したものでとし、同年 3 月 11 日以降に国保連に到達したものについては、事務処理を行わないとの国の事務連絡を受け、本市においては下記のとおり取り扱うこととしました。

また、BCG ワクチン予診票については、紙色を変更しましたので併せてお知らせいたします。

つきましては、内容について御確認いただきますとともに、引き続き、本市の保健衛生行政に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 「風しんの追加的対策」における請求・支払い事務について

(1) 請求先

今後の請求は以下のとおりとなります。ついては、可能な限り同年 4 月 10 日までに本市健康推進課まで請求書類をご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、誤って、医療機関から他自治体に住民票がある方に係る請求があった場合は、当該医療機関に関係書類を返戻します。

対象者の 住民票所在地	令和 7 年 3 月 10 日までの 請求先	令和 7 年 3 月 11 日以降の請求先
広島市	国保連※ (従前どおり)	広島市（健康推進課） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市外		住民票所在地の市町村に お問合せください。

※：令和 7 年 3 月 11 日以降に国保連に到達したものについては、国保連から送付元の医療機関に返戻されます。

(2) 請求書類（広島市民分に限る）

- ・請求書（広島市長宛のもの：今後、ホームページで本市様式を掲載します。）
- ・通帳の写し（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人のフリガナ等が確認できるもの）
- ・抗体検査券が貼付された抗体検査受診票又は予防接種券が貼付された予防接種予診票

※市が実施する予防接種・各種健診の請求（医師会へ提出しているもの）とは異なり、本市に直接提出となります。

2 BCG ワクチン予診票の紙色の変更について

本年 12 月以降、BCG ワクチン予診票の紙色について、現行のアマリリス色が廃色となるため、もえぎ色に順次変更していきますので、御留意ください。



確認用 QR コード

保健予防係

（風しんの追加的対策について）担当：城間

（予防接種について）担当：田中

TEL：082-504-2882